

# 労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト

過重労働による健康障害防止のための総合対策が  
厚生労働省労働基準局長通達により  
(平成14年2月12日：基発第0212001号)  
示されています。



これにもとづき、労働者自身が疲労の蓄積を  
セルフチェックするツールとして  
この労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリストが  
試作されました。

このチェックリストは、今後さらにチェックの方式、項目、判定方法などについてチェックリスト作成委員会において、引き続き検討を続ける予定です。

平成15年4月  
厚生労働省